

令和5年度
霧島市価格高騰重点支援
事業継続支援給付金

よくあるご質問（Q&A）

霧島市商工振興課

【令和5年6月】

■対象者に関すること

Q1 対象者の範囲を教えてください

A1 以下の(1)～(2)が対象です。

(1) 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者

業種	中小企業基本法第2条第1項の範囲 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
その他	3億円以下	300人以下

※ 個人事業者（フリーランスを含む）については、事業所（店舗）が市内であることと、全収入（一時収入等を除く。）の2分の1以上が事業活動における収入である方に限ります。

(2) 社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、学校法人、組合（農業協同組合、農業協同組合連合会等）、投資事業有限責任組合

Q2 店舗はありませんが事業は行っています。対象になりますか

A2 店舗のない事業（保険外交員、ホステス、移動販売等）の場合、通常給付分については令和5年2月28日以前、上乗せ給付分については、令和4年10月31日以前より市内で事業を営んでおり、令和5年6月1日時点において霧島市に住民登録している必要があります。

Q3 霧島市外に本社があり、事業所（店舗）が霧島市にある場合は対象になりますか

A3 事業所が霧島市にあり、法人市民税を納付している場合には対象になりますが、納付していない場合には対象になりません。

Q4 事業所（店舗）は霧島市内ですが、市外に住んでいます。対象になりますか

A4 要件を満たせば対象となります。法人の方は「法人市民税確定申告書」の写しを、個人事業主の方は「居住地における納税証明書」を同時に提出してください。

Q5 個人事業主で、事業所（店舗）は霧島市以外ですが、霧島市に住んでいます。対象になりますか

A5 霧島市内で事業を営んでいるかを基準としますので、市外に事業所（店舗）を有する場合は対象とはなりません。

Q6 本年5月まで事業を営んでおり、6月に廃業したのですが対象になりますか

A6 既に廃業している方は対象になりません。

Q7 不動産収入を主な収入としている場合は対象になりますか

A7 住宅の貸付を行っている場合は、一戸建て 10 棟以上またはアパート等 10 室以上など一定の要件を満たす場合は対象になります。

※ほかにも要件がありますので詳しくはお問合せください。

Q8 雑所得、給与所得を主な収入としている場合は対象になりますか

A8 雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入であって、税務上、雑所得又は給与所得の収入として扱われるものを主たる収入として得ている場合、対象になります。

■申請手続きに関すること

Q9 通常給付分と上乘せ給付分の違いは何ですか

A9 通常給付分とは、原油高や物価高騰の影響により経費が増大している事業者のうち、指定品目の経費のいずれかを計上しており、令和4年11月から令和5年4月までの間のいずれかの月の指定品目の経費が、法人の場合は8千円以上、個人事業者の場合は4千円以上ある事業者に給付する給付金となります。

上乘せ給付分とは、通常給付分の給付に該当し、かつ、令和4年を含む事業年度等の売上総利益率又は売上営業利益率が前年度等と比較して3ポイント以上減少している事業者に上乘せして給付する給付金となります。

Q10 通常給付分と上乘せ給付分を別々に申請することはできますか

A10 上乘せ給付分の給付を受けるためには、通常給付分の給付に該当する必要があるます。上乘せ給付分のみの申請を行うことはできません。また、上乘せ給付分に該当する場合は、必ず通常給付分と同時に申請してください。

Q11 霧島市外にも事業所（店舗）がありますが、霧島市内の事業所（店舗）の売上実績だけを提出すればいいですか

A11 霧島市外を含め、法人（個人事業主含む）全体の売上実績が分かるものを提出してください。

Q12 法人で複数の業種を営んでいますが、申請は一括で行うのですか

A12 申請は法人（個人事業主含む）単位で申請してください。1法人の中で複数の事業・店舗がある場合は、全体の売上実績をもとに申請してください。

事業・店舗ごとに売上を区分して申請することはできません。

Q13 家族の中に個人事業主が複数いる場合は申請できますか

A13 事業主ごとに申請することができます。

Q14 申請書等をダウンロードできない(又はその環境がない)が、どうすればいいですか

A14 霧島市役所商工振興課(別館2階)、隼人市民サービスセンター、溝辺総合支所、横川総合支所、牧園総合支所、霧島総合支所、福山総合支所、福山市民サービスセンター、市民サービスセンター(コアよか)、商工会議所、商工会に申請書類一式を準備しています。

Q15 申請書類が霧島市へ到着したかの確認が可能ですか

A15 申請書類到着後、不備等がある場合はお電話による連絡で確認し、給付が決定した場合は通知書をお送りすることとなりますので、ご了承ください。

Q16 申請書類を郵送で行った場合、締切日の消印で有効ですか

A16 令和5年9月22日(金)の消印有効分まで受付します。

Q17 申請書類に不備があった場合、給付金の支給はないのですか

A17 不備がある場合は申請書に記載されている連絡先に電話連絡します。不備が解消される場合は支給します。

■申請要件に関すること

Q18 「全収入(一時収入等を除く。)の2分の1以上が事業活動における収入である」とは具体的にはどういうことですか

A18 具体例を下記に示します。

例1 個人事業主Aさんの年間収入(180万円)

年金、給与等収入	100万円	}	→ 給料等収入の方が多いので対象になりません。
事業収入	80万円		

例2 個人事業主Bさんの年間収入(180万円)

年金、給与等収入	80万円	}	→ 事業収入の方が多いので対象になります。
事業収入	100万円		

例3 個人事業主Cさんの年間収入(180万円)

年金、給与等収入	80万円	}	→ 事業収入の合計が給与収入より多いので対象になります。
事業収入①	60万円		
事業収入②	40万円		

Q19 確定申告をしていない場合はどうすればいいですか

A19 税務署や霧島市役所の税務課に相談してください。

Q20 市役所で確定申告をしたので「第一表」に収受印が無い場合はどうすればいいですか

A20 「第一表」左下部の「税理士署名押印」欄に「霧島市」と記載があるものを提出してください。

Q21 市税にはどのようなものがありますか

A21 個人市民税や法人市民税、固定資産税、軽自動車税、入湯税、国民健康保険税などです。

■通常給付分に関すること

Q22 通常給付分の申請にはどんな書類が必要ですか

A22 指定様式（チェックリストを含む。）のほか、令和4年11月から令和5年4月までのいずれかのひと月分の経費等を示すものとして、指定品目の月額が法人の場合、8千円以上、個人事業者の場合、4千円以上ある領収書、通帳等のいずれかの【写し】が必要となります。（原本は提出しないでください。）

また、クレジット支払により、月単位で複数の経費の引き落としを行っている場合は、指定品目が含まれていることが確認できる明細書の写しを添付してください。

なお、原則としてこれらの書類は【宛名】、【品名】【但し書き等】が記載されているものとしします。

対象となる経費や指定品目については、申請要領 2ページをご覧ください。

Q23 店舗兼自宅で個人事業者として開業しています。指定品目の引落が個人事業者名義ではなく、世帯主等名義の通帳から引き落とされています。添付する通帳は、世帯主等名義の通帳の写しでも可能ですか

A23 個人事業者として確定申告を行い、指定品目を経費等として計上していれば、個人事業者名義ではなく、世帯主等名義の通帳の写しで構いません。クレジット支払の場合も世帯主等名義の明細書の写しを添付してください。

なお、上記に該当する際は、写しの余白に必ず次のように記入をしてください。
記入例)

例1 XX,XXX 円のうち、Y,YYY 円分が当該事業使用分

例2 XX,XXX 円のうち、1/3 相当額 (Y,YYY 円) が当該事業使用分

※ 事業使用分は 4,000 円以上が要件となります。

■上乗せ給付分に関すること

Q24 上乗せ給付分の申請にはどんな書類が必要ですか

A24 通常給付分に必要な指定様式のほか、第4号様式と利益率算出に必要な、比較する事業年度の確定申告等が必要となります。
必要書類はチェックリストを参照してください。

Q25 売上高とは何ですか

A25 確定申告書類において事業収入として計上するものです。

【所得税の申告がある法人】

- ・法人事業概況説明書の「主要科目」の「売上（収入）高」欄の金額

【所得税の申告のないNPO法人の場合】

- ・活動計算書の「経常収益計」欄の金額

【個人事業主】

- ・確定申告（青色申告）の場合

一般用：青色申告決算書の「売上（収入）金額①」の欄の金額
農業所得用：青色申告決算書の「収入金額の小計④」欄の金額

- ・確定申告（白色申告）の場合

一般用：収支内訳書の「収入金額の計④」欄の金額
農業所得用：収支内訳書の「収入金額の小計④」欄の金額

Q26 売上総利益とは何ですか

A26 売上高から売上原価を控除した額を指します。

【所得税の申告がある法人】

- ・法人事業概況説明書の「主要科目」の「売上（収入）総利益」欄の金額

【個人事業主】

- ・確定申告（青色申告）の場合

一般用：青色申告決算書の「差引金額⑦」の欄の金額
農業所得用：青色申告決算書の「収入金額の計⑦」欄の金額

- ・確定申告（白色申告）の場合

一般用：収支内訳書の「差引金額⑩」欄の金額
農業所得用：収支内訳書の「収入金額の計⑦」欄の金額

Q27 売上総利益率とは何ですか

A27 売上総利益を売上高で除した割合（パーセント表記）を指します。

売上総利益率は、小数点第一位まで記載してください。（小数点第二位以下切捨て）

Q28 営業利益とは何ですか

A28 売上総利益から販売費、一般管理費を差し引いた額を指します。

【所得税の申告がある法人】

- ・法人事業概況説明書の「主要科目」の「営業損益」欄の金額

【所得税の申告のないNPO 法人の場合】

- ・活動計算書の「当期正味財産増減額」欄の金額

【個人事業主】

- ・確定申告（青色申告）の場合
 - 一般用：青色申告決算書の「差引金額^{③③}」の欄の金額
 - 農業所得用：青色申告決算書の「差引金額^{③⑥}」欄の金額
- ・確定申告（白色申告）の場合
 - 一般用：収支内訳書の「所得金額^{②①}」欄の金額
 - 農業所得用：収支内訳書の「所得金額^{①⑦}」欄の金額

Q29 売上高営業利益率とは何ですか

A29 営業利益を売上高で除した割合（パーセント表記）を指します。

売上高営業利益率は、小数点第一位まで記載してください。（小数点第二位以下切捨て）

Q30 売上総利益率又は売上高営業利益率が、前年度等と比較して3ポイント以上減少とは何ですか

A30 直近の事業年度の利益率と比較する前年度等の利益率が3パーセントポイント以上減少していることを指します。

例)

	ア 直近の事業年度の利益率	イ 前年度等の利益率	差 ア－イ
対象となる	12.9	16.1	-3.2
対象とならない	12.9	11.4	1.5

Q31 開業間もないため、利益率を算出する2事業年度分の確定申告書がありません。どのように算出すればよいですか

A31 上乗せ給付の給付を受けるためには、通常給付に該当し、令和4年10月31日以前から事業を営んでいる事業者が対象となります。次の区分において、それぞれ利益率を算出して申請してください。

なお、申請の際は、利益率の算出の根拠となる資料（月次試算表等）を添付してください。（申請要領2～4ページ・記入例を参照してください。）

【直近の1事業年度の確定申告がある場合】

月次試算表等をもとに、申告を終えていない事業年度内の連続する3月以上の売上総利益率又は営業利益率を算出し、直近の1事業年度の売上総利益率又は営業利益率と比較してください。

【確定申告がない場合】

月次試算表等をもとに、開業後の連続する3月を2以上選択し、選択した2つの3月の売上総利益率又は営業利益率をそれぞれ算出して比較してください。

■給付に関すること

Q32 給付金はいつ頃支給されますか

A32 提出書類に不備等がなければ、受付日（市役所に届いた日）から概ね3週間程度での支給を予定していますが、年末年始前後の申請は、日数がかかる場合もあります。
窓口での混雑防止及び円滑な給付を行うため、原則郵送による申請をお願いします。

Q33 給付金の使途に制限はありますか

A33 制限はありません。

Q34 給付金は現金での給付ですか

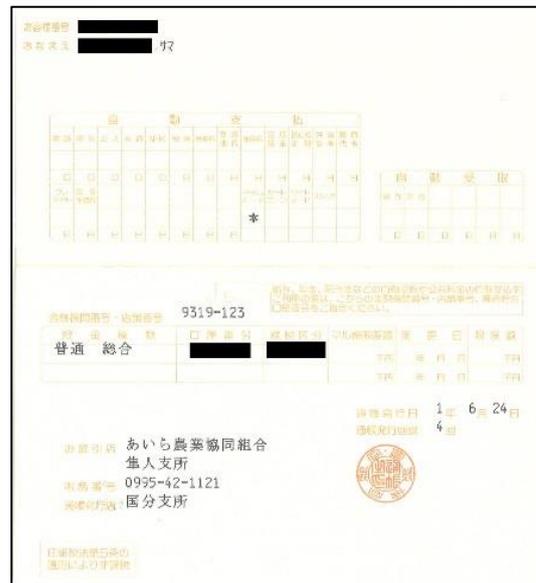
A34 申請者の指定する金融機関口座に振込みます。現金での給付はできません。

Q35 給付金の振込口座は任意の名義でいいですか

A35 法人の場合は申請法人の代表者名、
個人事業主であれば事業主名の口座
で申請してください。

通帳の写しは通帳を開いた1～2
ページを提出してください。

※金融機関によっては、表紙に口座番号が
記載されている通帳もありますので、
その際は、1～2ページに加え、表紙の
写しも提出してください。



Q36 霧島市からこの給付金に関する手続きの一環と称して、現金自動預払機（ATM）の操作や手数料の振込を求める旨の電話がありました。どうすればいいですか

A36 一般的な給付金事業において、国（省庁）や自治体（市町村）が申請者に対して前納を求めたり、ATMを利用した手続などを求めたりすることはありません。

「怪しいな？」と思ったら、最寄りの警察署か、消費者ホットライン（188）へご相談ください。